

2009 年 年次報告より抜粋

3. 医療または科学研究目的で使用される大麻（文頭数字は段落数で、原文に対応）

61. 大麻は 1961 年条約の附表 I 及び IV に含まれている。附表 IV に挙げられた物質は、特に乱用され、悪影響を生じやすいとされるものである。

62. 数年間にわたり、大麻または大麻抽出物の医療的な有効性に関する科学的研究が複数の国で行われてきた。国際麻薬統制委員会は、これまでの報告書に記載されているとおり、大麻及び大麻抽出物の医療的な有効性に関する健全な科学的研究が実施されることを歓迎し、その研究結果を利用できる場合には、それらを国際麻薬統制委員会、WTO 及び国際社会と共有するようすべての関係する政府に求めている。国際麻薬統制委員会は、大麻使用の有効性に関して十分な科学的確認が行われていないにもかかわらず、政府が医療目的での大麻の使用を認可していることを懸念している。

63. 1961 年条約の第 28 条に基づき、大麻の生産を目的とした大麻植物の栽培を認めている国は、同条約の第 23 条に規定する任務を遂行する国の大麻機関を設置しなければならない。国の大麻機関は栽培を認める地域を指定し、栽培者に免許を与え、収穫物を買上げて物理的に占有し、卸取引を行い、並びに在庫量を維持する独占的権利を有する。すべての麻薬に関して、条約の締約国は毎年、大麻に関連する自国の推計と統計報告書を国際麻薬統制委員会に提出する義務を負っている。

64. ある国が大麻植物の栽培または大麻の生産もしくは使用に関する強制的な統制措置を実施しない場合、大麻の違法ルートへの流用を促すおそれがある。国際麻薬統制委員会はすべての政府に対し、1961 年条約に定める大麻に関する統制措置の完全な実施を確実にするよう、求める。

5. 不正目的のための大麻種子の使用

72. 国連麻薬委員会は決議 52/5 において、国際麻薬統制委員会に対し、他の権限のある国際機関と協力して、インターネットでの大麻種子の販売を含め、大麻種子に関する規制情報を収集するとともに、その情報を加盟国と共有することを求めている。

73. 求められた情報を収集するため、国際麻薬統制委員会はすべての政府に対し、大麻種子の規制に関する調査票を送付した。この調査票は、各国の法律または行政規則で、大麻種子が大麻植物の不正栽培に使用されることを防ぐための規定が定められているかを確認し、また大麻種子に対して世界各国で適用されている多様な規制に関する詳細を入手するためのものである。こうした条項の例としては、大麻種子全般もしくは特定品種の大麻植物（たとえばテトラヒドロカンナビノール（THC）の含有量が一定水準を超える品種）の大麻種子の生産、取引または使用の規制が挙げられる。認可や免許など、その他の規制条項に関して集められた情報も、有用である。国際統制委員会は、各国政府は求められた情報を適宜備えることを認識している。なお、情報は検証し、解析結果を報告する予定である。

74. いくつかの政府は、大麻植物の不正栽培、特に屋内栽培の増加や、一部の品種の大麻植物での THC 含有量が増大していることを報告している。国際薬物統制条約で規制対象になっていない大麻種子の広い入手可能性が、こうした動向の一因となっている。国際麻薬統制委員会は、大麻種子がインターネット上で販売され、広く入手できることを深く憂慮している。大麻種子を販売しているインターネットサイトや関連広告は、明らかに大麻植物の不正な栽培を煽っている。国際麻薬統制委員会は、1988 年条約の第 3 条 1(c) (iii) 項が、特に大麻植物の不正な栽培に従事しまたは大麻を不正に使用するよう他人を公然とあおりまたは唆したりする行為を犯罪とするよう締約国に求めていることを提起する。国際麻薬統制委員会は、1988 年条約のこの規定を実行し、不正目的での大麻種子の販売に対して適切な措置を講じるよう、各国政府に求める。

2. 合成カンナビノイドを含有するハーブミックス

242. 「スパイス」という名称の付けられたハーブミックスは近年、多くの国で保健当局及び薬物統制当局の注目の的となっている。スパイス系製品は、食用ではない植物ミックスだと宣伝されているが、喫煙用で、使用者に大麻と同様の精神活性作用を引き起こすと報告されている。こうしたハーブミックスが少量の合成カンナビノイドを含有すると確認されたことで、それらの乱用傾向と潜在的な健康への影響に対して懸念が示されている。

243. スパイス系製品の乱用に関してより多くの情報を集めるために、国際麻薬統制委員会は、すべての地域の指定諸国の政府に、スパイス系製品使用の広がり、スパイス系製品使用者の特徴、スパイス系製品の使用に起因する健康問題、及びそれらの成分の乱用傾向に関する情報を要請する書簡を送付した。国際麻薬統制委員会は、各国政府が提供した情報、及び欧州薬物・薬物中毒監視センター（European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction）（EMCDDA）などの監視機関のスパイス系製品に関する報告書を再検討している。

244. スパイス系製品は主としてインターネットを通じて購入されており、いくつかの大都市では店舗でも購入できる。スパイス系製品は数種類の植物種を混合したものと宣伝されているが、スパイス系製品の中には成分として挙げられている植物が含まれていない可能性を指摘されているものもあると報告されている。スパイス系製品中の精神活性成分を測定するためにヨーロッパの複数の国と米国で実施された法科学調査では、複数の合成カンナビノイド、すなわち、JWH-018、CP 47,497 とその同族体、及び HU-210 の存在が明らかにされたが、こうした物質はすべて国際統制の対象物質となっていない。こうした合成カンナビノイドはすべてのスパイス系製品又は同じ製品群には存在しなかった。スパイス系製品は多くの国で購入できるが、どこで製造されているかは現在のところ不明である。

245. スパイス系製品に使用されている精神活性作用に関する情報は、主としてインターネット・フォーラムでの事例報告から入手されたものであるが、そこでスパイス系製品の使用者は大麻から引き起こされるものと同様の「高揚感」を経験したと報告している。スパイス系製品から検出された合成カンナビノイドは元来、内因性カンナビノイド受容体に関する研究のために生産されたものであり、医薬品として開発されたものではなかった。従って、合成カンナビノイドが人体に与える毒性効果についてはほとんど分かっていない。もっとも、これらの合成カンナビノイドが人体に対して与える影響についての研究から得られる情報はないものの、試験管内での研究による動物への影響研究ではそれらの物質は大麻以上の毒性がある可能性が高いことが示されている。これは、こうした合成カンナビノイドを使用すること及びスパイス系製品などのハーブミックスに不正に含められている未知量のそうした物質を消費することに伴う潜在的な健康リスクに関する懸念を高めている。

246. 国際麻薬統制委員会は、健康に対する懸念が複数の国の当局に数種類の合成カンナビノイド及びこれらを含有する製品の使用及び取引を規制する措置の採用を促していることに注目している。オーストリア、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ及びポーランドなど、複数の諸国では、スパイス系製品から最も一般的に検出される一部又は全ての合成カンナビノイド（JWH-018、CP 47,497 及びその3種類の同族体、並びに HU-210）が規制物質の国内リストに加えられた。米国では、HU-210 は THC の構造類似物として既に規制対象となっている。

247. スパイス系製品中に確認された合成カンナビノイドに加え、多数の他の合成物質が内因性カンナ

ビノイド受容体作動薬として作用することが知られており、大麻に類似した効果を潜在的に有する可能性がある。多くのこうした合成カンナビノイドの化学構造は THC の化学構造とは異なる。そのため、こうした物質は従来の薬物スクリーニングの方法を使って検出できない。規制対象外の合成カンナビノイドは、現行の薬物規制法令を迂回して市場に現れる可能性がある。そうした問題に対処するために、英国では、薬物不正使用諮問委員会（Advisory Council on the Misuse of Drugs）は個別のカンナビノイドではなく、構造的に同類のカンナビノイドの一群を規制対象とする法令を採用するよう、英国政府に勧告している。同様に、ルクセンブルグでも、カンナビノイド受容体の全ての合成作動薬が規制対象の向精神薬リストに加えられている。

248. 国際麻薬統制委員会は、薬物規制当局による検出を逃れるためにハーブ香などの無害な製品として市販されることが多い合成カンナビノイドの乱用状況に関する新たな動向を厳密に監視するよう、各国政府に求める。インターネットのユーザー・フォーラムやオンライン・ショップを監視することで、各国政府は合成カンナビノイドを含有する可能性がある製品が市場に出回ってすぐに、その乱用に対して警戒することができる。さらに、スパイス系製品の製造業者の場所、特にそうした製品に使用されている合成カンナビノイドの供給源を特定するための調査が行われるべきである。国際麻薬統制委員会は、すべての政府に対して、スパイス系製品などのハーブミックス及びそれらに含有される合成カンナビノイドの各国における乱用に関する全ての入手可能な情報を国際麻薬統制委員会及び WHO に提供するよう求める。